

## 金融機関におけるオープン API に関する有識者検討会 運営規則（案）

- 第 1 条 金融機関におけるオープン API に関する安全対策の推進に資するため、公益財団法人金融情報システムセンター（以下「当センター」という）の理事長の諮問機関として、金融機関におけるオープン API に関する有識者検討会（以下「検討会」という）を設置する。これにより、わが国金融機関が、システムの安全性を確保しつつ、イノベーションの成果を享受しうることを目指していく。
- 第 2 条 検討会は委員及びオブザーバーをもって構成する。
- 2 委員は、学識経験者、各業界団体及び各金融機関の代表等に、当センターの理事長が委嘱する。
  - 3 検討会の座長は、委員の中から理事長が委嘱する。
  - 4 座長代理は、委員の中から座長が指名をすることができる。なお、座長が必要と認める場合には座長の職務を代行することができる。
  - 5 理事長は、金融庁、日本銀行及びその他金融機関におけるオープン API に関する事項を所掌する行政庁その他の公的機関等に、オブザーバーの派遣を依頼することができる。
  - 6 委員及びオブザーバーは、本人が検討会に出席できない場合には、指名する代理人を出席させることができる。
  - 7 委員及びオブザーバーは、同行者を帯同することができる。
  - 8 本条第 2 項以降に定める委員、オブザーバー、代理人、同行者及び第 3 条第 3 項の定めに基づく出席者を以下、委員等という。
- 第 3 条 検討会は、座長が招集する。
- 2 座長は検討会の議長となり、議事を整理する。
  - 3 議長は、必要に応じ、学識経験者、各業界団体及び各金融機関の役職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
  - 4 検討会での議事資料は、検討会参加者に開示する。ただし、当該資料の記載内容に関して、機密性が高いと座長が判断した場合、あるいは機密性が高いとの事由から配布範囲を限定するよう資料提供者から申出があった場合は、委員等への配布資料の一部又は全部を、それ以外の検討会参加者に配布しないことができる。

また、委員等への配布資料の一部又は全部を、検討会終了後に回収することができる。

- 5 検討会の議事については、議事録を作成し、委員等に還元する。
- 6 理事長は、委員等及び第5条に定める傍聴人に配布された資料及び議事録を、当センターのホームページで当センター会員に開示する。ただし、当該文書の機密度に応じ、委員等と協議の上、個別金融機関を特定できる情報を黒塗りにする等の情報保護措置を講ずることができる。
- 7 理事長は、当該文書の開示が金融機関等におけるコンピュータシステムの安全対策の推進に寄与すると判断した場合は、個別金融機関を特定できる情報を黒塗りにする等の情報保護措置を講じた上で、当センターの会員以外の者又は公衆に開示することができる。
- 8 座長は、必要があると判断した場合は、検討会にワーキンググループを置くことができる。
- 9 ワーキンググループは委員及びオブザーバーをもって構成する。
- 10 委員は、学識経験者、各業界団体及び各金融機関の代表等のうちから座長が指名する者とする。
- 11 座長は、金融庁、日本銀行及びその他金融機関におけるオープン API に関する事項を所掌する行政庁その他の公的機関等に、オブザーバーの派遣を依頼することができる。
- 12 ワーキンググループの行う調査・検討内容については、随時検討会に対し報告を行い、必要な指示を受けるものとする。

第4条 委員には、当センターが定める謝礼支払基準規則に基づき、検討会出席の都度、謝礼を支給することができる。

第5条 委員からの希望又は当センター会員等からの希望があった場合、当該委員が所属する組織もしくは当該委員の属する業界団体の参加企業又は当該当センター会員等（以下「希望企業等」という）の役職員及び当該希望企業等にかかるグループ企業の役職員は、座長の同意を得て検討会を傍聴することができる。

第6条 委員等及び第5条に定める傍聴人は、検討会の議事についての守秘に留意するものとする。

第7条 座長は、検討会での議論が熟したと判断した場合は、報告書を取りまとめ、検討会の討議を経て理事長に報告することができる。

2 座長は、上記の報告書を理事長に報告後、又はやむを得ない場合には、理事長の同意を得て検討会を解散することができる。

第8条 本規則に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定めることができる。また、座長は、本規則に定める座長の職能のうち、検討会の運営に必要な事務の遂行を当センター内に設置する検討会の事務局に委ねることができる。

2 検討会の事務局は、企画部とする。また、総務部、調査部、監査安全部及び研修センターは、事務局の職務を補助する。

#### 附則

1 この規則は、平成30年6月7日より施行する。

2 会合等準備のために本規則施行前に行われた事項については、本規則に基づき行われたものとみなす。